

事務連絡
令和2年6月30日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局総務課

レジ袋有料化（プラスチック製買物袋有料化）について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府において、プラスチックの過剰な使用の抑制を進めていくための取組の一環として、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。）の枠組みを基本とし、令和2年7月1日から全国で一律に、小売業に属する事業を行う事業者は、商品の販売に際して、消費者がその商品の持ち運びに用いるためのプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）を有料で提供することとなります。

本取組の対象となる容器包装については、「病院等において交付される薬剤を包装する袋（通称「薬袋」）について」（平成11年12月厚生省通知）により、役務の提供に付された容器包装は対象外であり、病院等において薬剤が交付される際に付される袋は、医療サービスの一環として交付されるものであることから対象外である旨示してきたところです。これらの取扱いについて、下記の通り整理し改めてお知らせしますので、各衛生主管部局におかれましては、内容を御了知の上、管内医療機関への周知を行っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 本取組の対象となるのは小売業に属する事業を行う事業者であり、医療業は対象外であること。
- 2 医療機関内の調剤所において調剤された薬剤の被包（薬袋）及び薬袋とは別に提供されるレジ袋は、本取組の対象となる容器包装には当たらないこと。
- 3 コンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品などについて、それが、患者のために、療養の向上を目的として行われるものである限り医療サービスの一環として交付、販売されているものであることから、この際に付される容器包装は、本取組の対象となる容器包装には当たらないこと。
- 4 医療機関内にあっても、売店等の小売業者は、本取組の対象となること。
- 5 本取組の対象とならない事業者においても、自主的取組として同様の措置を講じることが推奨されていること。

<ご参考>

- ・プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン

(<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/document/guideline.pdf>)

- ・FAQ

(<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/document/faq-all.pdf>)

- ・説明動画 (https://www.youtube.com/watch?v=ujyTBw2_qro&feature=youtu.be)

<各種問い合わせ先（コールセンター）>

相談受付時間 月～金曜日（祝日除く） 9：00～18：15

○事業者の皆様向けの相談窓口 0570-000930

○消費者の皆様向けの相談窓口 0570-080180

<プラスチック製買物袋の有料化に関するHP>

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html

